

トレッキングキャップの SG 基準（公開用）

一般財団法人 製品安全協会

トレッキング用キャップの SG 基準
SG Standard for Trekking caps

1. 基準の目的

この基準は、トレッキング用キャップの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、トレッキング、ハイキングなど軽登山※に使用し、使用者が転倒などした際に外力から頭部への衝撃を緩和するキャップ（以下、単に「キャップ」という。）について適用する。

※備考：この基準でいう「軽登山」には、三点確保を必要とするルート（自治体が特にクライミング用ヘルメット着用を推奨する山域や初心者はロープが無いと不安を感じる程度のルート）を含まない。

3. 安全性品質

キャップの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観及び構造	<p>1. キャップの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組立及び仕上げは良好で、使用者等の身体に傷害を与えるようなばり、突起部、鋭い角部等がないこと。</p> <p>(2) 組立及び仕上げは良好で、キャップの品質に支障のある傷、割れ、ひび等の欠点がないこと。</p> <p>(3) 着用者の頭部によくなじむ構造であること。</p>	

<p>2. 衝撃吸収性</p> <p>3. 材料</p>	<p>(4) 著しく聴力を損ねることのない構造であること。</p> <p>2. 衝撃吸収性試験を行ったとき、最大衝撃力は〇〇以下であること。また、衝撃を受けた後も使用者に障害を与える破損がないものであること。</p> <p>3. キャップの材料のうち人体に直接接触れる繊維部分の構成部品にあつては、有害な影響を与えるおそれのないものであること。</p>	
------------------------------	--	--

4. 表示及び取扱説明書

キャップの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
<p>1. 表示</p>	<p>1. 製品には、容易に消えにくく、かつ、はがれにくい方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者の名称又は略号</p> <p>(2) 製造年月又は輸入年月若しくは、その略号</p> <p>(3) この製品は、三点確保を必要とするルートには適さない旨</p> <p>(4) この製品は、いかなる外力からも頭部を保護す</p>	

<p>2. 取扱説明書</p>	<p>るものではない旨</p> <p>(5) 一度でも衝撃を受けたものは、使用できない旨</p> <p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。また、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明示すること。</p> <p>なお、(1)の事項は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示すること。また、(2)～(4)の事項については安全警告標識(⚠)を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあとは保管すること。</p> <p>(2) この製品は、頭頂部への落石などから頭部を保護することを目的としていないため、落石のリスクがある三点確保を必要とするルートには適さない旨。特に、自治体が特にクライミング用ヘルメット着用を推奨する山域では使用できない旨</p>	
-----------------	---	--

	<p>(3) この製品の衝撃緩和性能には限界があるため、落石や着用者が高所から転落したときなどいかなる外力からも頭部を保護するものではない旨</p> <p>(4) 一度でも衝撃を受けたものは、衝撃緩和性能が低下するため使用できない旨</p> <p>(5) 衝撃緩和性能が低下するおそれがあるため、改造や塗装はしない旨</p> <p>(6) 清掃や手入れの時に使用できない洗剤、消毒剤、溶剤等の種類</p> <p>(7) SGマーク制度は、トレッキング用キャップの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度であること。</p> <p>(8) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。</p>	
--	---	--